

公益財団法人丸亀市福祉事業団

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の就業継続を促進し、さらに活躍できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日～2027年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1

2027年3月までに、社員一人当たりの月平均残業時間を15時間以内とする。

<実施時期・取り組み内容>

- 2024年4月～ 所定外労働の現状を把握
- 2025年4月～ ノー残業デーの実施
- 2027年3月 月平均残業時間を15時間以内にする。

目標 2

総合職に占める女性の割合を30%以上とする。

<実施時期・取り組み内容>

- 2024年4月～ 経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換の実施
- 2025年4月～ 現在の人事評価について、女性にとって不利な昇進基準になっているか、男女公正な評価基準になっているかを精査し、必要に応じて新しい評価基準を検討する。
- 2027年3月 新しい評価基準に基づく評価を導入する。